

## 【支給対象事業者】

次のアからウのいずれかに該当する者(2021年8月までに開業している者)。

ア 国の「月次支援金」の給付決定(2021年の9月、10月のいずれか1月分)を受けており、県内に事務所または事業所を有する者。

イ 長引く新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2021年の9月または10月のいずれかの月の売上が2019年または2020年の同月と比較して50%以上減少しており、県内に事務所または事業所を有する中小企業者等および個人事業主。

ウ 長引く新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2021年9月と10月の売上の合計が2020年または2019年の9月と10月の売上の合計と比べて30%以上減少しており、県内に事務所または事業所を有する中小企業者等および個人事業主。

\*なお、上記イまたはウに該当する中小企業者等については、以下の(a)または(b)のいずれかを満たすこと。

(a) 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する中小企業者等

ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- ・ 発行済株式の総数または出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ・ 発行済株式の総数または出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ・ 大企業の役員または職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(b) 特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人等県内において事業を行う者で、下表「中小企業者の要件」に準じ、各要件を満たす者

※ 暴力団、宗教法人、政治団体、風営法上の性風俗関連として届出義務のある者、公共法人、事業を営まない法人格のある自治会等は給付対象事業者に該当しない。

参考:中小企業者の要件

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額 または出資の総額	常時使用する従業員
①製造業・建設業・運輸業その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

※1 資本金は、資本の額または出資の総額をいう。

※2 常勤従業員は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解される。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試の使用期間中の者は含まれない。

※3 資本金および従業員数がともに上表の数字を超える場合、大企業に該当する。

<従業員数について>

本事業では、以下の方は「常時使用する従業員数」に含めないものとする。

- (a) 会社役員(ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含む。)
- (b) 個人事業主本人(なお、専従者(家族従業員)は「常時使用する従業員」に含む。)
- (c) 以下のいずれかの条件に該当する、パート労働者等
  - (c-1) 日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者(ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含む。)
  - (c-2) 所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員(※)」の所定労働時間に比べて短い者

※「通常の従業員」について

本事業における通常の従業員とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とする。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになる。

【支給対象外】

以下に該当する事業者については、本事業の支給対象外とする。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号)第4条第2項各号に該当する事業者</li> <li>・県税およびこれに付随する延滞金等を滞納している事業者</li> <li>・事業収入が寄附金、補助金、助成金、金利等による収入等、株式会社等で営業外収益によって得られた収入のみの事業者</li> <li>・主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者で被雇用者または被扶養者の方</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------